

White v. Pauly, 580 U.S. ___, 137 S.Ct. 548 (2017)

山田 峻 悠*

事件現場に遅れて到着し、警察官に包囲された住居の中にいた複数の者のうちの一人が銃撃したのを目撃した警察官が、事前に警告を行うことなく、その者を銃撃し死亡させたことに対して合衆国法典タイトル42, 1983条に基づく損害賠償請求がなされたことにつき、当該警察官の行為が「明確に確立した法」に反するとして限定免責を認めなかった Court of Appeals の判断が破棄され、差戻された事例。

《事実の概要》

被申請人である Daniel Pauly は幹線道路で後続車を強制的に停車させる等のいわゆるロードレイジ行為を行ったとして通報された。Daniel が立ち去った後で現場に駆け付けた本件申請人である3名の警察官 White, Truesdale, Mariscal は、通報者の情報から、Daniel Pauly の住所を特定した。この住所には Daniel Pauly が兄弟の Samuel Pauly とともに住む住居があった。3名の警察官は、Daniel Pauly を逮捕するに足る相当理由が備わっていないという点で見解は一致していたが、Daniel Pauly に事情を聴くためにその住所に向かうことにした。White は、万が一 Daniel Pauly が現場に戻ってきた場合に備えてその場で待機し、Truesdale と Mariscal は別々の警察車両で、半マイルに満たないほどのところにある Pauly 兄弟の住居に向かった。いずれの警察車両も警光灯をつけていなかった

Mariscal と Truesdale が当該住所地に到着すると、明りのついた住居を見つけたので、自身の安全を確保するために身を隠しながらその住居に近

* 嘱託研究所員・中央大学通信教育部インストラクター

づいて行った。そこで、彼らは Daniel Pauly の自動車と住居内に 2 名の男性がいることを確認し、White に無線連絡した。

Pauly 兄弟は警察官らの存在に気づき、「誰だ」と叫んだところ、Mariscal と Truesdale も「ドアを開けろ」等と言いつ返した。Pauly 兄弟は誰かが叫んでいるのを聞いたが、警察官らが自身の身分を名乗ったのは聞いていなかった。Pauly 兄弟はそれぞれ銃器で武装し、うち一人が「銃を持っているぞ」と警察官らに対して叫んだ。

無線連絡を受けた White が当該住居に到着したのはちょうどこの時であった。White はこの叫び声を聞き、住居の正面にある石壁の裏に隠れた。Pauly 兄弟が銃を撃ち始め、Samuel Pauly が White の方に銃口を向けたため、White が応戦し、Samuel Pauly を殺害した。

Samuel Pauly の相続人及び Daniel Pauly は、過度な有形力の行使を受けない Samuel の第四修正上の権利が侵害されたこと等を理由として、合衆国法典タイトル 42、1983 条に基づき、Mariscal 及び Truesdale、White に対して損害賠償を求める訴えを提起した。被告の警察官らは皆、限定免責（qualified immunity）を主張してサマリー・ジャッジメント（summary judgement：正式事実審理を経ないでなされる判決）を申し立てた。

合衆国 District Court は警察官全員に対して限定免責の申立てを退けた。第 10 巡回区 Court of Appeals も District Court の判断を確認し、そして、White に関しては以下のように判示した。すなわち、合衆国最高裁判所の判例法では、(1)官憲が有形力を行使したことの合理性は、一部分、官憲がその有形力の行使したまさにその時に官憲が危険にさらされていたか否かによって判断される、(2)もし被疑者が凶器で官憲を危険にさらしているならば、逃走を阻止するのに必要であり、且つ、可能な場合には、事前に一定の警告がなされていることを条件に、致命的有形力の行使が許される、と一般的な形で判示されており、このような判示に照らすと、White が石壁の裏から出てこない限り Pauly 兄弟は White を銃撃できなかったのであるから、通常の官憲が White の立場に立てば、Samuel Pauly に対してまず最初に武器を捨てるように警告を行わなければ致命的有形力を行使する

ことは許されないことを知り得たはずである。したがって、White の行為は明確に確立した法に違反するものである、と。

警察官らは大法廷での再審理を申し立てたが、Court of Appeals はこの申立てを退けた。合衆国最高裁判所はサーシオレイライを認容した。

《判旨》

Per Curiam

破棄・差戻し

1. 通常人であれば認識しうるほど明確に確立している憲法上もしくは法律上の権利を、官憲の行為が侵害したといえる場合でなければ、限定免責 (qualified immunity) は付与される。当法廷の判例法では、ある権利が明確に確立していたというために、その争点に関して直接判断を下した先例があることまで要件とされないが、その法律上もしくは憲法上の問いが判例により争いの余地のないものとなっているといえなければならない。言い換えれば、法を順守することにおおよそ注意を払っていない者 (the plainly incompetent) か、あるいは、それと知って確立した法を侵害した者以外のすべての者に限定免責による保護が及ぶことになる。

過去5年間において当法廷は限定免責に関する連邦裁判所の判断を破棄する意見を数多く表してきたが、それは以下のような理由による。すなわち、①限定免責は社会全体にとって重要なものであること、及び、②訴訟が弁論 (trial) に誤って移行した場合に、訴訟からの免責としての限定免責の機能が損なわれてしまうこと、という2つの理由からである。

明確に確立した法を高い一般性を有する形で定義づけてはならないというのは、長年にわたり確立してきた原理であるが、本件においても再びこの原理に言及しなければならない。当法廷が数十年にわたって説明してきたように、明確に確立した法は当該事件の事実関係に即して具体化された (particularized) ものでなければならない。そうでなければ、原告側が極めて抽象的な権利を主張するだけで無限定に責任が認められるルールに限定免責のルールは変えられてしまう。

Court of Appeals は申請人らの限定免責の申立てを退けるに当たって *Tennessee v. Garner*, 471 U.S. 1 (1985) 及び *Graham v. Connor*, 490 U.S. 386 (1989) に主に依拠しているが、これは上述したような明確に確立した法に関する分析を誤って理解するものである。これらの先例は、過剰な有形力の行使を規律する原理を一般的に説明したにすぎない。もちろん、法について一般的に説明されているだけでは、警察官に公正かつ明確な告知を本来的に与えないというわけではないが、既存の法に照らして、その違法性を明らかにするものでなければならない。このような理由から、当法廷は、*Garner* と *Graham* はそれが直接適用され、違法性が明白である事例を除いて、明確に確立した法を創設したものではないと判示してきた。

本件は、*Garner* と *Graham* の下で明確に確立した法について、その違反があったことが明白である場合には当たらない。実際に、Court of Appeals 自身も、例えば、警告を行わなかったなどの本件の White の行為が第4修正に違反する行為として普通にみられることであるとは結論づけておらず、White が遅れて到着してきたことに照らすと、むしろ本件には特有の事実関係がみられたと認識していた。このことだけでも、White の行為が明確に確立した権利を侵害するものではないという重要な示唆を与えるものであると Court of Appeals はみるべきであった。本件のように進行中の警察活動に遅れて加わった場合に、警察官であるとの身分を明らかにするなどの適切な手続きが既に履践されていると仮定することは、通常の官憲であれば許されないとする明確に確立した法が存在しているわけではない。また、本件のような状況で、履践すべき手続きが未だ同僚の警察官により行われていないのではないかと、通常の官憲であれば疑うべきであるとする第4修正上確立した原理が存在しているわけでもない。

本件では、被申請人らはさらに、White は他の警察官らが到着してすぐに現場に到着しており、他の警察官が履践した手続きに不備があることを認識し得たのであるから、致命的有形力を行使する前に、それを是正する行動が必要であったと気が付くべきであったとする。とはいえ District Court も Court of Appeals もこの点につき判断していないので当法廷は判

断を示さないことにする。また、当法廷は Truesdale 及び Mariscal が限定免責を受ける権利があるか否かについても意見を示さないことにする。

以上のような理由から、当法廷はサーシオレイライを認容し、Court of Appeals の判断を破棄し、差し戻す。

2. ギンズバーグ裁判官の結論賛成意見

法廷意見が Truesdale 及び Mariscal に対するサマリー・ジャッジメント (summary judgement) を退ける余地を残していることを条件に法廷意見に参加する。さらに、White に関してもサマリー・ジャッジメントを退ける余地を残していると私は法廷意見を理解している。

〈本件については、次の *Kisela v. Hughes*, 584 U.S. ___, 138 S.Ct. 1148 (2018) とまとめて解説する〉

***Kisela v. Hughes*, 584 U.S. ___, 138 S.Ct. 1148 (2018)**

不審者がいるとの通報を受けて現場に駆け付けた警察官が、キッチンナイフを所持して近く的女性に近づく者を目撃し、2度凶器を捨てるように求めたが従わなかったため、その者を銃撃したことに対して合衆国法典タイトル42, 1983条に基づく損害賠償請求がなされたことにつき、当該警察官に限定免責が認められた事例。

《事実の概要》

女性がキッチンナイフで木を切りつけている旨の緊急通報を受けた本件申請人である警察官の *Kisela* は、他二名の警察官とともに現場に駆け付け、通報者からナイフを持った女性の詳細について報告を受けた。

警察官の一人が、通報者の隣家の私道に停車してある自動車の近くにいた女性 (*Chadwick*) がいるのに気が付いた。警察官らと *Chadwick* の間にはかぎの掛かった扉のついた金属製のフェンスがあった。次に警察官ら